



住民による合意形成の重要性＜Outline＞

途上国における温暖化対策」で
責任ある支援が重要なわけ～日本のダム事業を例に
合意形成に必要な条件

1. 不都合な情報の提供（環境、社会、経済）
2. 意思決定前の住民参加
3. 十分な情報／議論
4. 自由な意思の表明
5. まとめ

1. 不都合な情報の提供（環境）

世界ダム委員会レポート(2000年)

大規模ダムによる環境影響（第3章）

森林や野生生物の生息域、種の損失
植物の腐敗等による温室効果ガスの放出
水生生態系、上下流の漁獲等の損失
水質、自然洪水、種の構成への累積的影響
etc....

→生態系にとっては好影響よりも悪影響が大きい場合が多く、不可逆な種と生態系の損失につながる



1. 不都合な情報の提供（社会）

大規模ダムによる社会影響（第4章）

・ダム下流住民の生計に将来にわたり深刻な影響を与えた

・移転計画は、移転住民の経済社会的な発展よりも物理的な移転が中心であり、移転住民で生計が回復した例は稀

・1990年代でさえ、大ダムの計画、設計段階で、下流の住民生活への影響は適切に評価されていなかった

→受益に釣り合わない社会的かつ環境コストを、貧困者、弱者および将来世代が、払うことになる



1. 不都合な情報の提供（経済）

大規模ダムによる技術、経済影響（第2章）

・灌漑用ダムの供給は目標よりも少なく、費用を回収できず、期待よりも経済的な受益を得られなかった

・発電ダムの発電は目標発電量以下となる傾向があった
多目的ダムは意図したタイミングや水量に及ばない傾向も
治水機能は重要な受益をもたらしたが、同時にダム操作を含め様々な理由で、洪水への脆弱性を増加させた

→計画の遅れや建設費の肥大化の傾向がある。ダムや関連事業の費用や効果への懸念により、ダムに寄らない洪水軽減策の採用につながっている

∴途上国における温暖化対策で
責任ある“支援”を行うために

その対策と引き替えに何が失われるのかという

不都合な情報を共有した上で、

NOと言う権利、失われる利益に対する
正当な権利の保障/対策が確保されなければ
責任ある支援にはならない。

受益に釣り合わない社会的かつ環境コストを、
貧困者、弱者、および将来世代が、払うことになる

2 意思決定前の住民参加

豊川水系 設楽ダム 国事業、所在愛知県）日本の事例

1961年 当初は電源開発の発電ダム計画
1971年 豊川の工事実施基本計画改訂、設楽ダム **【準備調査着手】**
1974年 設楽町議会が**絶対反対**を決議
1978年 設楽ダム実施計画 **【調査着手】**（治水計画）
1990年 水資源開発基本計画 **【閣議決定】**（利水計画）
1993年 **【現地調査着手】**
1997年 河川法改正、住民意見反映 **【6条の2】** 環境保全が加わる **【条】**
1998年 事業評価監視委員会 **【事業継続決定】**、流域委員会設置
1999年 河川整備基本方針 **【決定】**（実質ダム事業を含む治水計画）

法改正の経過措置により
法律に保障された住民参加の機会なし

2 意思決定前の住民参加

豊川水系 設楽ダム 国直轄、愛知県）

2001年 河川整備計画策定のための **【意見交換会】** **【決定】**
2003年 **【用地調査】**、**【IA】**（～2007）、**【物件（建物）調査着手】**
2006年 水資源開発基本計画、河川整備計画 **【変更】**（利水縮小）
2007年 **【住民訴訟】**（被告：愛知県、愛知県企業庁長）
2008年8月 設楽ダム建設の是非を問う住民投票 **【条例制定活動】**
2008年10月 特ダム法「設楽ダムの建設に関する基本計画」 **【告示】**
2008年11月 設楽町議会が **【住民投票条例案を否決】**

反対住民は訴訟、住民投票により
意志の反映を試みるが



法整備の不備（日本）

【河川法の限界】 住民意見の前に実質、ダム事業は決定
治水計画の策定は2段階。参加規定は2段階め）

【事業評価の限界】 住民参加機会なし（参加規定の欠如）

【環境法の限界】 アセス法：ゼロオプションなし。種の保存
を理由に裁判ができない。（環境法の不備）

【訴訟の限界】 住民訴訟の対象は自治体のみ。国を訴え
られない。訴訟中でも事業は進む。（**【予算統制の限界】**）

【住民投票の限界】 地方自治法第74条

1. 自治体有権者は、条例制定／改廃のために、50分の1
以上の連署を代表者から自治体の長に請求できる。
2. 自治体の長は、請求受理から20日以内に議会を招集し
、意見を附けて議会に付議
3. 議会は付議された条例案を否決できる（自治法の不備）

“先進国”を標榜する日本のダム事業でさえ、
改正法の運用／定着には時間がかかる。
住民意見、自治体意見の反映も、いまだに困難

∴ 途上国における温暖化対策で
責任ある“支援”を行うために

住民意見を意志決定に反映できていない
法制度や運用を前提として、
制度の補完を含めた支援を考えるべき

3. 十分な情報／議論の確保

情報提供は、

早く、十分で、正確でなければならない。

特に、受益とコスト（環境・社会影響・経済負担）

しかし、実際には

遅すぎ、少なすぎ、不正確な上、

法定手続の中で情報や知見が適切に扱われな
い場合がある

3. 十分な情報／議論の確保（環境）？

豊川は、三河湾 閉鎖性海域）へ流入する川であるため

○設楽ダムの環境影響評価の際（方法書段階で）、

評価の範囲を、ダム周辺だけでなく、三河湾まで

拡大するよう求める意見が人々から数多くでた。



○日本海洋学会の海洋環境問題委員会 提言

ー 設楽ダム建設が三河湾に及ぼす影響を適正に評価でき
る環境影響評価の実施等を求める提言」

→→実際には、環境影響評価の範囲から三河湾は除外
狭い範囲の評価のみに止まった

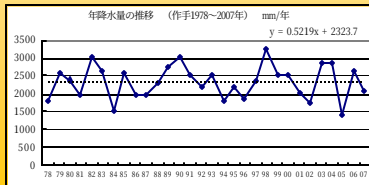
3. 十分な情報／議論の確保 (経済)?

■愛知県が説明する設楽ダム必要性 水道需要予測

現実	現在、愛知県が持っている開発水量	4.2	(単位: m ³ /秒)
予測	少雨傾向で62%しか安定的に供給できない	2.6	
	2015年の水需要予測	3.4	

「現在の保有水量は将来予測より多いが、少雨だからダムが必要」

■設楽ダムの建設中止を求める会」代表の市野和夫氏が気象庁データから作成した豊川の年降水量の推移



・少雨傾向(62%)
は本当か?
・本当にダムで
なければなら
ないか
・議論の場はな
い

3. 十分な情報／議論の確保 (経済)?

■生かされない教訓、いつか来た道・・・

- ・設楽ダムを必要だという愛知県には、需要予測がはずれる「実績」がある。
- ・長良川河口堰で確保した工業用水として2.93m³は未だに一滴も使い道がない。
- ・県企業庁が企業から徴収するはずだった受益者負担は、現在、愛知県の納税者が収めた税収で負担している。



3. 十分な情報／議論の確保 (社会)?

設楽町民の負担

人口： 世帯数2437戸 水没120戸)
過疎化の加速

設楽ダム建設 2070億円 負担なし

水源地域整備 (道路、下水道等) 計画 計213億円)

30億円強が町負担

= 1世帯100万円以上

= 1世帯 年10万円×12年間

(人口が減ればさらに負担増加)



4. 自由な意思の表明

設楽ダム建設の是非を問う住民投票を求める会」が

住民投票署名集め (08年8月) の

始まる前(08年6～7月) に

設楽ダム学習会」を設楽町内16箇所で開催。

その目的は?



会代表の伊藤幸義さん

4. 自由な意思の表明

①情報の絶対的不足を解消

②間違った情報により「諦め」から開放

③集団と個人の考えの違いに気づかせる

④本音を話していいという場の必要性

⑤まちづくりを自分たちで、町の方向は自分たちで
という自覚を育てる



ー同会の伊奈紘さん

4. 自由な意思の表明

ところが行政サイドから

学習会の妨害(08年6～7月)

国 県職員が、行けば反対だと思われるぞ」、「反対派の情報を」鵜呑みにしないように」と学習会の拠点となっている各地区の代表者に。16箇所のうち、代表以外一人も集まらなかった箇所があった。

・妨害の理由をダム工事事務所は 地元の有力者から頼まれた」守秘義務があるから 誰とは)言えない」

署名集めの妨害 (08年8月)

・水没予定地住民には県職員が 署名をすると補償交渉が遅れるぞ」まさか署名しないだろうね」。一度署名した人が消してくれと言ってきたこともあった。

ー同会の伊奈紘さん

“先進国”を標榜する日本のダム事業でさえ、
自由な意志の表明には困難を伴い、
有力者による妨げがある

∴途上国における温暖化対策で
責任ある“支援”を行うために

自由な意志の表明を可能にする環境づくりと
妨げがないかを
確認する注意深さが必要である。

まとめ

途上国における温暖化対策」では
責任ある支援が重要であり、
住民の合意が不可欠。

合意形成が公正に成立する4つの条件は

1. 不都合な情報の提供（環境、社会、経済）
2. 意思決定前の住民参加
3. 十分な情報／議論
4. 自由な意思の表明

参考

- 世界ダム委員会レポート
The Report of the World Commission on Dams, November 16 2000
<http://www.dams.org/report/>
 - 設案ダム事業の経緯
<http://www.cbr.mlit.go.jp/shitara/01menu/03sintyo/sintyoku01.htm>
 - 設案ダムの建設中止を求める会
<http://no-dam.net/>
 - 愛知県「豊川水系における利水計画の見直しについて」（平成17年12月）
<http://www.pref.aichi.jp/tochimizu/mizu/minaoshi.pdf>
- 写真
- ネコギギ <http://www.pref.aichi.jp/tochimizu/mizu/toyogawa/touch/nekogigi.html>
 - アサリ http://a248.e.akamai.net/t/248/37952/1h/image.shopping.yahoo.co.jp/ij/fugu_asari-1
 - 良良川河口堰 <http://www.gix.or.jp/~naga02/nagara/japanese/indexj.htm>
 - その他 撮影（まさのあつこ）